

「保険が使える」にご用心！ 知らない間に詐欺に加担しているかも！？

注意喚起

「申請を代行します」「保険を使って無料で修理できます」と勧誘されたら詐欺を疑ってください！

<相談事例1>

火災保険を使って、経年劣化による家のリフォームを、無料で修繕できると電話がかかってきた。本当か？
(70歳代 女性)

<相談事例2>

戸建住宅が雨漏りしたので、ネットで検索し、上位に表示された相談窓口で電話した。すると、保険金の35%の手数料を払えば、火災保険の申請代行ができると説明があった。支払う手数料が高額であり、不審である。
(80歳代 女性)

詐欺!?



アドバイス

△ うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と偽って保険金を請求をすると、詐欺に該当するおそれがあります。

△ 保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

高額な手数料を払ってまでサポートをしてもらう必要はありません。ご自身で直接、加入している保険会社や保険代理店に連絡しましょう。

※手数料はかかりません

△ 不審な勧誘を受けたり、不安を感じたときは

☆ 消費生活センターにご相談ください ☆

消費者ホットライン ☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782

※戸畑、門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、消費生活センター ☎861-0999 へご相談ください。



まもりん



まもりん